

# 子育て世帯への臨時特別給付

## (追加給付金)のお知らせ



子ども1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付については、**現金支給**を行います。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)を申請不要で受け取った方

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の申請を行った方

①令和3年9月分の児童手当(本則給付)の支給対象児童及びその兄・姉(高校生)がいる保護者の方(南越前町から支給を受けている方)

②令和3年9月・10月・11月に生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)の保護者の方(南越前町から認定を受けている方)

先行給付金の口座に追加給付金(5万円)を振り込みます。

申請書で指定した口座に先行給付金(5万円)と追加給付金(5万円)を併せて振り込みます。(10万円支給)  
※ただし所得制限がございます。

★追加給付金(5万円)の受け取りを拒否される場合は、令和4年1月28日(金)までに「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」をホームページからダウンロードし、町民税務課または各事務所に提出ください。

支給日

令和4年1月31日(月)

対象者の方で申請をされていない方は期限までに申請してください。

①令和3年9月30日時点で高校生のみ(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の保護者(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)  
②所属庁から児童手当(本則給付)を受給している公務員

③令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)の保護者等

申請期限

①・②の場合 令和4年2月28日(月)  
③の場合 令和4年3月31日(木)

問合せ・申請先

町民税務課

☎ 0778-4718015

